

# 第2期上板町国土強靱化地域計画

令和8年3月

徳島県上板町

# 目 次

はじめに	1
第1章 計画策定の趣旨、位置付け	2
第2章 第基本的な考え方	4
第3章 強靱化の取り組みの現状と課題（脆弱性評価）	7
第4章 国土強靱化の推進方針	15
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	16
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	18
3 必要不可欠な行政機能は確保する	20
4 経済活動を機能不全に陥らせない	21
5 通信情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	22
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	24
横断的分野	26
第5章 施策の重点化	27
第6章 計画の推進と進捗管理	28
別紙1 起きてはならない最悪の事態の様相	29
別紙2 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	34
別紙3 重要業績指標一覧	60
別紙4 補助金・交付金等一覧	66

## はじめに

本町は、「南海トラフの巨大地震」や、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「上板町の強靱化」の推進を図るため、令和2年に「上板町国土強靱化基本計画」を策定し、4つの基本目標を上板町における重点施策として位置付け、本町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進した。

一方、国は、近年の災害から得た貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえ、令和5年7月に、「国土強靱化基本計画」を見直し、国土強靱化の取組の更なる強化を図ることとしている。

このことから、本町では、国の「国土強靱化基本計画」の変更を軸とした見直しを行うとともに、これまでの指針である町計画の実施効果の分析を行い、各種計画の見直しを踏まえた脆弱性の再評価を実施することにより、「安全・安心な地域社会の構築」の実現に向け、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第2期上板町国土強靱化地域計画」を新たに作成するものである。

# I 計画策定の趣旨、位置付け

## 1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される。

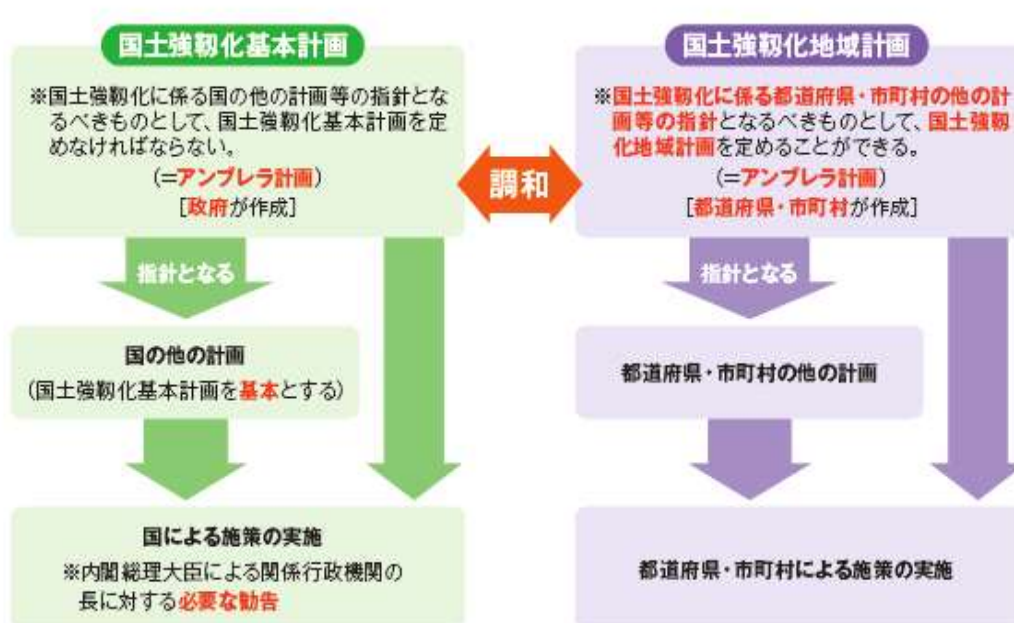
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。その後、策定から約5年が経過したことから、平成30年12月に、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

本町においても、平成30年7月豪雨等の新たに発生した災害から得られた知見を反映するとともに、令和元年5月31日の「中央防災会議」において、「防災基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に、「臨時情報を活用した防災対応」が明確に位置づけられた等の、防災対応における国の計画等の見直しを踏まえた脆弱性の評価を行うこととし、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な上板町」をつくりあげ、町民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、新たに「第2期上板町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

## 2 本計画の位置付け

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、本町における強靱化に関し、上板町総合計画と調和を図り、本町の計画等の分野別・個別計画の強靱化に関する部分の指針となるものである。なお、本計画は、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）及び徳島県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



### 3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和12年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

## 第2章 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならぬとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な上板町」をつくりあげるためには、徳島県地域計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

### 1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

### 2 事前に備えるべき目標

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 通信情報サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 本町の強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 本町の強靱化に向けた取り組み姿勢
    - ・ 本町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取り組みにあたること
    - ・ 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたること
    - ・ 国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取り組みについても取り入れるなど本町の総力を挙げた取り組みとすること
    - ・ 本町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
    - ・ 事前復興の取り組みを推進すること
    - ・ 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進
- 持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、当計画に掲げた重要業績指標（KPI）とSDGsとの対応関係を明らかにし、本町ならではの取り組みを着実に推進すること

◆SDGsの17の目標 (対応目標・・・太字)

- ①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ②飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ⑥すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ⑨強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ⑩各国内及び各国間の不平等を是正する
- ⑪包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ⑫持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ⑮陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
世界を変えるための17の目標



※SDGsとは

2015年9月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leaveno one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などの取り組むこととしている。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- ・ 「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

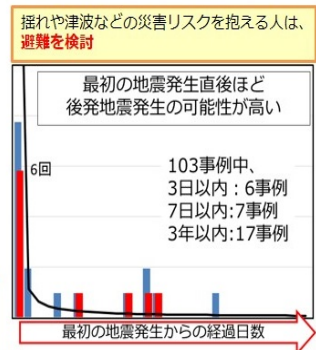
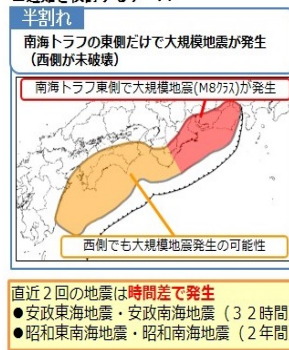
- ・ 町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PFIによる民間資金の活用を図ること
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 本町の特性を踏まえた本町独自のものとして、先進的な取り組みを反映すること
- ・ 人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進することまた、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること
- ・ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること
- ・ 「臨時情報」が発表された場合における防災対応への取り組みを推進すること
- ・ 支援の長期途絶に備えた取り組みを推進すること



■避難を検討するケース



### 第3章 強靱化の取り組みの現状と課題（脆弱性評価）

#### 1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本町の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

#### 2 本町の特性

##### (1) 地勢

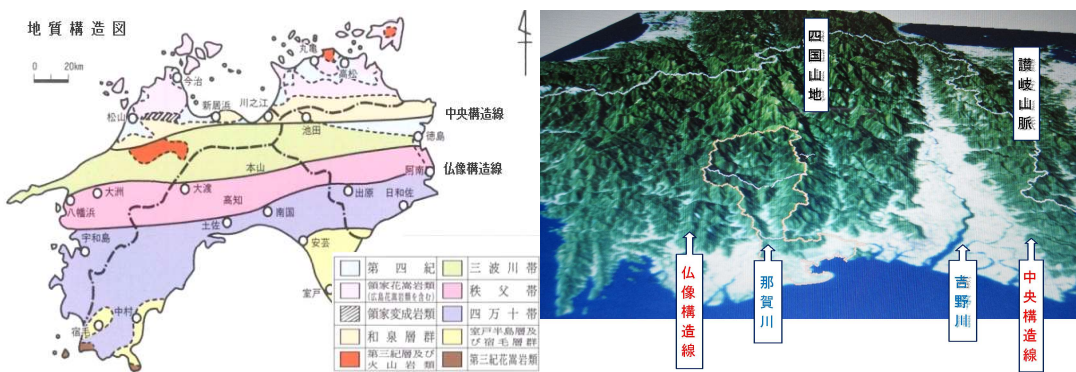
本町は徳島県の北東部に位置し、北部には讃岐山脈、南部には吉野川がある。讃岐山脈は全般的に低く、山麓には扇状地が発達している。町の平野部中央付近を東西に流れる宮川内谷川から吉野川に至る平坦部は、沖積層の肥沃な農耕地を形成し、藩政期から明治にかけては、葉藍の主要産地であった。



##### (2) 地質

本町の地質構造は、町のほぼ中央部を東西に走る中央構造線によって、北側の山地部と南側の平野部に分けられる。北側は、讃岐山脈を形成する和泉層群の山地であり、南側では、四国山地北部をつくる三波川結晶片岩類の上を沖積層が覆い、本町の平地部をつくっている。

中央構造線の北側の和泉帯は、風化されやすい砂岩から形成されている。中央構造線の南側の三波川帯は、古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩から成り、深部まで基岩が破碎され、地質が非常に脆弱であることから、多数の地すべり地が分布しており、日本有数の地すべり地帯となっている。



### (3) 気象・気候

気温は、年間を通して比較的温暖（年間平均気温が15度前後）で、瀬戸内気候であり、小雨地域に属している。

また、本県は、日照時間が長く、天候が良いため、年間日照時間は、全国第14位（2023年・気象統計情報）となっている。

### (4) 人口

国勢調査の結果によると、2020年10月1日時点での本町の人口は、11,384人となっており、2005年以降は減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいる。

年	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
総人口（人）	12,546	12,721	12,952	13,123	12,727	12,039	11,384
世帯数（世帯）	3,298	3,515	3,896	4,116	4,249	4,256	4,246

## 3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、本町の特性や次の5つの事項を踏まえる。

- (1) 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が80%程度となっていること。
- (2) 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
- (3) 平成30年に発生した7月豪雨や台風21号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。
- (4) 平成26年12月の豪雪により、県西部の広い範囲で6日間にわたり孤立集落が発生したこと。
- (5) これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。

以上のことから、本町が想定する災害及びその規模等は次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震		<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。</li> <li>・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。</li> </ul>
中央構造線・活断層地震等（直下型地震等）		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風 梅雨前線 豪雨 豪雪等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

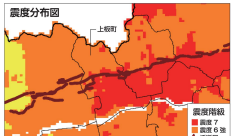
# 参考

## 上板町防災マップより抜粋

### 地震について

#### 中央構造線・活断層地震

国内最大級の活断層である中央構造線断層帯を震源とする直下型地震が発生すれば、吉野川北岸を中心として甚大な被害が予想されます。過去の常備にとわれない地震対策が必要となっています。



震度階級  
■ 震度7  
■ 震度6強  
■ 震度6弱

#### 中央構造線・活断層地震 もし起きたら

●冬の18時に発生した場合

最大クラス	建物全壊・壊失	1,900棟
M7.7	建物半壊	1,200棟
最大震度	死者	80名
7	負傷者	330名
	避難者(1週間後)	6,900名
	避難所	3,400名
	避難所以外	3,400名

出典：徳島県中央構造線・活断層帯 被害想定(平成26年12月24日)  
 ※数値は、その地点は否の仮定で算出しており、合計が合わない場合がある。

#### こんな場所にいたらどうする??

##### 路上

- 揺れを感じたら、窓ガラス、看板などの落下物に注意し、頭をかばうなどで保護する。
- 完全に倒れが予想されたら、空き地や公園などの安全な場所に避難する。

##### 集合住宅

- ドアや窓を開けて避難口を確認する。
- 避難にエレベーターは絶対に使わない。火と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。

##### 劇場・ホール

- カバンなどで頭を保護し、窓際の際を離し、係員の指示を聞く。あわてずに冷静な行動をとる。

##### 公共交通機関

- つり革や手すりを両手でしっかりとつかむ。
- 途中で止まっても、非乗降口を開けて勝手に車外に出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗降口の付近に立って待つ着いた行動をとる。

##### 車を運転中

- ハンドルをしっかり握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保し、道路の左側に止め、エンジンを切る。


##### デパート・スーパー

- カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。仕立屋などに身を寄せ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をとる。

### 地震について

#### 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、南海地震の震源地を含む広い範囲で発生する最大クラスの地震・津波を想定したもので、発生すれば広範囲に及び甚大な被害をもたらすことが考えられます。



#### 南海トラフ地震臨時情報 巨大地震の発生に備えた行動を

南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、**南海トラフ地震臨時情報**が気象庁から発表されます。臨時情報が発表された場合は、速やかに後発地震発生に備えた対応に結びつけることが重要です。国・徳島県・上板町から引き続き発表される情報に注意し、警戒態勢をとって下さい(日頃の備えの確認、安全な行動など)。臨時情報は気象庁ホームページから確認できます。またテレビ、ラジオなどで放送され、気象庁X(旧ツイッター)公式アカウントからも発表されます。

#### 情報の種類と発表条件

情報名	南海トラフ地震臨時情報
キーワード	情報発表条件
調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を継続した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上の地震の地震や過激な揺らぎが確認された場合
巨大地震注意	巨大地震の発生に注意が必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上の地震の地震や過激な揺らぎが確認された場合等
調査終了	巨大地震警戒/巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典：気象庁ホームページ  
 070201/www.data.jma.go.jp/svd/eqpy/data/req/info\_criterion.html  
 南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件

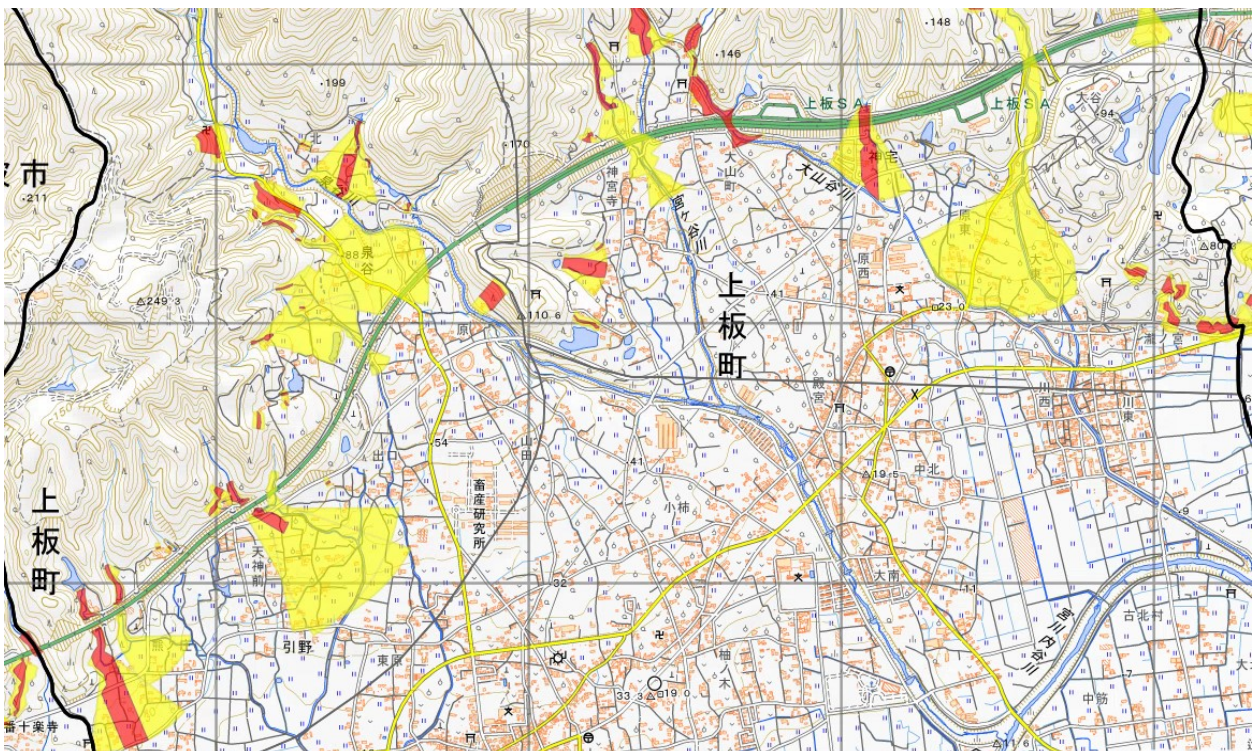
#### 上板町で想定されている巨大地震がもし起きたら

●冬の18時に発生した場合

最大クラス	建物全壊・壊失	920棟
M9.0	建物半壊	1,100棟
最大震度	死者	40名
7	負傷者	250名
	避難者(1週間後)	4,200名
	避難所	2,100名
	避難所以外	2,100名

出典：徳島県南海トラフ大規模 被害想定(令和3年2月4日)

## 徳島県土砂災害情報システムを加工





#### 4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と5つの横断的分野とした。

##### (1) 個別施策分野

①行政施策分野	行政機能・警察・消防等
②住環境分野	住宅・環境
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
④産業分野	エネルギー・情報通信・農林水産等
⑤土地保全・交通分野	交通・物流・土地保全・土地利用

##### (2) 横断的施策分野

①リスクコミュニケーション分野	訓練・研修等の充実
②人材育成分野	人材確保・人材育成
③官民連携分野	連携の強化
④長寿命化対策分野	施設等の長寿命化
⑤過疎化対策分野	移住・定住支援等








#### 5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、最悪の事態を想定した上で、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、想定したリスク及び本町の特性を踏まえて、6つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして31の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動の対応の遅れ
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響
		4-2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
		4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止
		5-6 基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた復興ビジョンや地域コミュニティの崩壊等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

(2) 6つの目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標		復興事前準備	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ					
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
3	必要不可欠な行政機能は確保する					
4	経済活動を機能不全に陥らせない					
5	通信情報サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる					
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する					

また、「起きてはならない最悪の事態」の様相は別紙1のとおりであり、これを念頭にこの最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

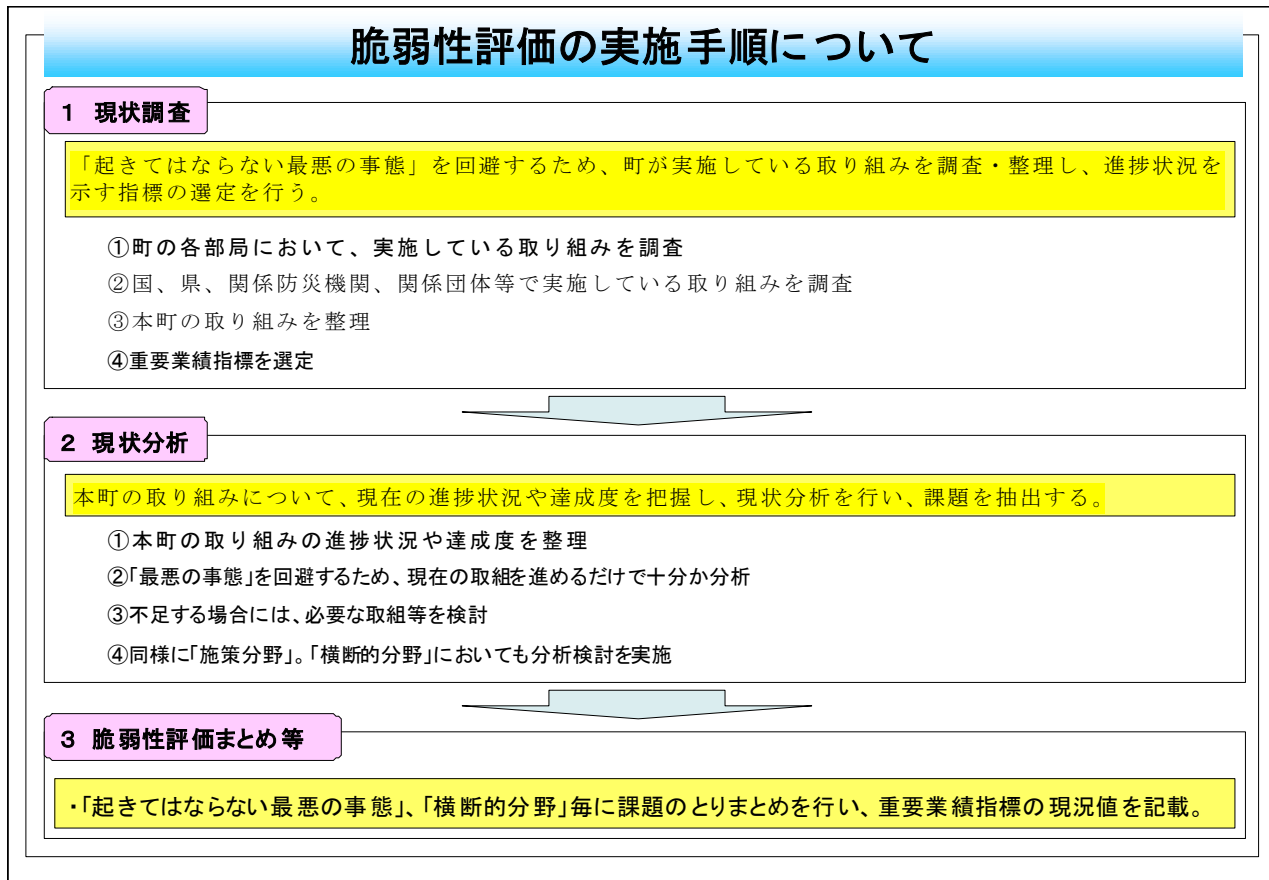
## 6 重要業績指標 (KPI : Key Performance Indicator) の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

## 7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により実施した。



## 8 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果及び評価にあたって活用した重要業績指標とその現況値は、別紙2のとおりである。

## 第4章 強靱化の推進方針

### ●プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、また、「強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

### ●施策の重点化

31のプログラムについては、上板町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画と県の地域計画の一体性等を考慮し、プログラムの重点化を行うこととする。

#### 【推進方針の取りまとめイメージ】

##### 個別施策分野

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					推進方針	重要業績指標
			行政施策分野	住環境分野	保健医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野		
1 人命の保護が最大限図られる。	1 すべての人命を守る	1-1 ○○○		○					・住宅の耐震化率
		1-2 ○○○					○		・重点整備河川の整備率
2 重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。	2 救助・救出、医療活動	2-1 ○○○		○	○	○	○	起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組の方針	・土砂災害に係る基礎調査の実施率
			○			○			・緊急輸送道路の橋梁耐震化率
3 ……	3 ○○○○								
4 ……			○						

##### 横断的分野

基本計画や県計画の施策分野を参考に、5つの横断的分野の推進方針をとりまとめた。

## 1

## あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

1-2) 地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、町及び消防団の体制強化による救助・救急活動体制の充実強化を図り、防災研修や防災教育等により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

- ・ 木造住宅等の耐震化支援事業の実施
- ・ 各種イベント等での耐震無料相談会の開催
- ・ 空き家等の実態把握
- ・ 空き家等利活用の推進
- ・ 老朽危険建築物（空き家等）除却
- ・ ブロック塀等の安全対策支援事業の実施
- ・ 公共施設の非構造部材の耐震化
- ・ 学校施設（公立小中学校）の耐震化
- ・ 学校施設（公立小中学校）の非構造部材耐震化
- ・ 幼保連携型認定こども園の整備における避難所等の設置
- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化
- ・ 公共施設の長寿命化対策
- ・ 町営住宅長寿命化、維持管理の推進
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）
- ・ 避難路・避難施設等の機能強化
- ・ 防災研修と防災教育の充実
- ・ 地区防災計画の作成促進
- ・ 町防災士登録者数の増加
- ・ 自主防災組織との連携強化
- ・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定



1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

<要点>

国・県への河川整備等の要望を推進し、被害の最小化を図るとともに、洪水ハザードマップの公表や洪水タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、防災研修や防災教育等により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、浸水による人的被害を防ぐ。

- ・ 県管理河川の整備促進に向けた要望活動
- ・ 吉野川・旧吉野川の整備促進に向けた要望活動
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策
- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化
- ・ 樋門・排水機場の長寿命化対策
- ・ 公共施設の長寿命化対策（再掲）



- ・危機管理型水位計の整備
- ・ハザードマップ（洪水浸水想定区域図）の作成
- ・洪水タイムラインの作成
- ・ため池ハザードマップ等の策定と作成
- ・町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・避難路・避難施設等の機能強化（再掲）
- ・地区防災計画の作成促進（再掲）
- ・町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・自主防災組織との連携強化（再掲）



#### 1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生

##### <要点>

治山・砂防事業等の土砂災害対策と森林整備を推進し、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。また、防災研修や防災教育等により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、土砂災害や大雪等による人的被害を防ぐ。

- ・森林境界明確化の推進
- ・山地災害の危険性が高い箇所（山地災害危険地区）の調査・点検パトロールの実施
- ・土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成
- ・地区防災計画の作成促進（再掲）
- ・町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・避難路・避難施設等の機能強化（再掲）
- ・自主防災組織との連携強化（再掲）



<b>2</b>	<b>救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</b>
----------	---

<b>2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</b>
<b>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</b>

**<要点>**  
 家庭や地域・町・県それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、孤立集落対策を強化する。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備
- ・ 倒木対策の推進<生命線道路や緊急輸送道路等>
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車の導入
- ・ 食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の充実
- ・ 新たな情報伝達手段の検討
- ・ 孤立可能性集落への施設整備や資機材等の整備
- ・ ヘリポートの整備



<b>2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</b>
<b>&lt;要点&gt;</b> 自衛隊・警察・消防等との連携強化や訓練実施等により災害対応能力の強化を図る。また、消防団等の体制強化を推進する。

- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施
- ・ 県・他市町村との合同訓練の実施
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施
- ・ 自衛隊、警察、消防との連携強化
- ・ 自衛隊・警察・消防などの応援部隊が活動する拠点の整備を推進
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・ 消防団に「機能別団員制度」の導入（再掲）
- ・ 消防団に「女性消防団員制度」の導入（再掲）



## 2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

### <要点>

道路橋梁の耐震化や長寿命化を推進する。また、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保を推進し、帰宅困難者の受入体制の充実を図る。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 帰宅困難者対策（施設整備・備蓄品の充実等）の推進

## 2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

## 2-6) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

## 2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

### <要点>

避難所等における感染症の発生・まん延を防ぎ、長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。

また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営訓練を実施し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・ 避難所等トイレ対策の促進
- ・ 福祉避難所の指定の推進
- ・ スフィア・プロジェクト研修への参加
- ・ ヘリポートの整備（再掲）
- ・ 災害時の医療・救護に必要な医薬品等の備蓄
- ・ 災害時の感染症予防やその対策に必要な医薬品等の備蓄
- ・ 感染症対策の研修会等への参加



### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

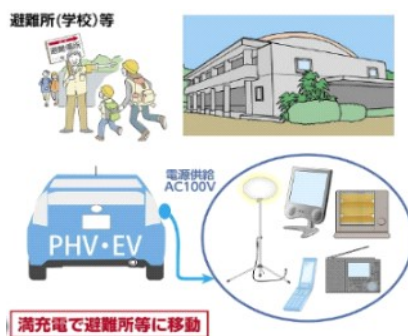
3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動の対応の遅れ

<要点>

行政機能確保対策を推進し、業務継続計画の改定や人材育成等により、行政機能不全の防止を図り、初動対応の遅れを防ぐ。

- ・ 上板町業務継続計画の改定
- ・ 町職員への防災研修・防災訓練等の推進
- ・ 徳島県災害マネジメント総括支援員の確保
- ・ 電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車を導入（再掲）
- ・ 食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の促進（再掲）
- ・ 治安確保に必要な体制の整備及び資機材の整備
- ・ 行政データのクラウド導入



## 4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響

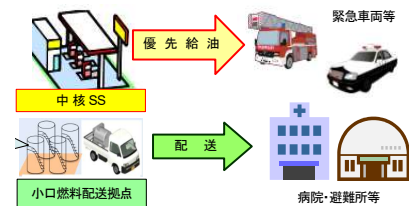
4-2) 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

4-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

<要点>

関係機関と連携し企業のBCP策定の取り組みを支援する。各ライフライン事業者と燃料供給協定締結により連携を強化し、エネルギー供給停止による行政・住民・企業の活動が機能停止しないよう対策を促す。

- ・ 関係機関と連携し企業のBCP策定の促進
- ・ ライフライン事業者と燃料供給協定締結
- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）



4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響

4-5) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

<要点>

農林水産業に係る基幹的水利施設等の整備・耐震化など生産基盤等の災害対応力の強化と食料等の安定供給のため道路機能強化を図る。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）
- ・ 受援計画の策定
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・ 食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の促進（再掲）
- ・ 土地改良区や水利組合等の農業用水管理者との連携強化

4-6) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

<要点>

農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

- ・ 土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成（再掲）
- ・ 森林境界明確化の推進（再掲）
- ・ 山地災害の危険性が高い箇所（山地災害危険地区）の調査・点検パトロールの実施（再掲）
- ・ 多面的機能支払交付金の活用による農用地の保全管理

**5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

**5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態**

＜要点＞  
 町民への情報伝達体制の強化を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。

- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・ ハザードマップ（洪水浸水想定区域図）の作成（再掲）
- ・ 土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成（再掲）
- ・ 防災研修と防災教育の充実（再掲）
- ・ 自主防災組織との連携強化（再掲）
- ・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定（再掲）
- ・ 新たな情報伝達手段の検討（再掲）
- ・ ヘリポートの整備（再掲）
- ・ 特設公衆電話の設置推進
- ・ 避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進



**5-2) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止**  
**5-3) 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止**  
**5-4) 上水道施設の長期間にわたる機能停止**  
**5-5) 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止**

＜要点＞  
 災害時における電力確保に有効な次世代エコカーの導入を推進する。また、水道施設の耐震化や農業集落排水処理施設における長寿命化等の推進により被害を最小限に留める。

- ・ 電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車の導入（再掲）
- ・ ライフライン事業者と燃料供給協定締結（再掲）
- ・ 「水道広域連携検討会」への参加
- ・ 水道施設の耐震化
- ・ 合併処理浄化槽の普及促進
- ・ 農業集落排水処理施設の長寿命化（機能診断）



## 5-6) 基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

### <要点>

輸送ルートを実際に確保するため、道路機能強化や河川整備等を推進し、交通・防災インフラの早期復旧を図る。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備（再掲）
- ・ 倒木対策の推進<生命線道路や緊急輸送道路等>（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）
- ・ 樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）
- ・ 河川堤防等の地震対策の推進に向けた要望活動（再掲）
- ・ 県管理河川の整備促進にむけた要望活動（再掲）
- ・ 吉野川・旧吉野川の洪水対策の促進にむけた要望活動（再掲）
- ・ スマートICの設置検討
- ・ 公共交通機関等との支援協定の締結
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）



## 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた復興ビジョンや地域コミュニティの崩壊等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
- 6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
- 6-7) 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

### <要点>

自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、建設業界団体と行政が連携して、建設産業の担い手確保・育成に取り組む。

- ・町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・消防団に「機能別団員制度」の導入（再掲）
- ・消防団に「女性消防団員制度」の導入（再掲）
- ・防災研修と防災教育の充実（再掲）
- ・町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・自主防災組織との連携強化（再掲）
- ・上板町業務継続計画の改定（再掲）
- ・受援計画の策定（再掲）
- ・事前復興の取組みの推進（再掲）
- ・関係機関と連携し企業のBCP策定の促進（再掲）
- ・関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・空き家等の利活用の推進（再掲）



- 6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- 6-6) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### <要点>

橋梁の耐震化や共同・樋門・排水機場の長寿命化対策等を推進し、基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、地籍調査の促進や事前復興の取組みを推進する。

- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）
- ・樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）
- ・河川堤防等の地震対策の推進に向けた要望活動（再掲）
- ・県管理河川の整備促進に向けた要望活動（再掲）
- ・吉野川・旧吉野川の整備促進に向けた要望活動（再掲）
- ・事前復興の取組みの推進
- ・災害廃棄物への対応能力向上に係る専門的な教育訓練への参加推進
- ・文化財保護意識の醸成

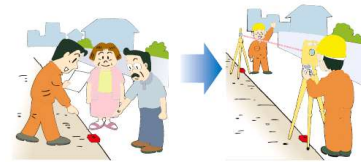


#### 6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

##### <要点>

被災後に早期かつ的確に復興が行われるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

- ・ 地籍調査の推進
- ・ 町職員住家被害認定調査職員の確保
- ・ 町職員被災建築物応急危険度判定士の確保
- ・ 町職員被災宅地危険度判定士の確保
- ・ 応急仮設住宅供給のための用地確保
- ・ 事前復興の取組みの推進（再掲）



## ●横断的分野

### リスクコミュニケーション分野

- ・総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・防災研修と防災教育の充実（再掲）
- ・自主防災組織との連携強化（再掲）

### 人材育成分野

- ・防災研修と防災教育の充実（再掲）
- ・町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・スフィア・プロジェクト研修の参加（再掲）
- ・町職員への防災研修・防災訓練等の推進（再掲）
- ・徳島県災害マネジメント総括支援員の確保（再掲）
- ・町職員住家被害認定調査職員の確保（再掲）
- ・町職員被災建築物応急危険度判定士の確保（再掲）
- ・町職員被災宅地危険度判定士の確保（再掲）
- ・災害廃棄物への対応能力向上に係る専門的な教育訓練への参加推進（再掲）

### 官民連携分野

- ・総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・公共交通機関等との支援協定の締結（再掲）

### 長寿命化対策分野

- ・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備（再掲）
- ・農業水利施設（六條排水機場等）の長寿命化（再掲）
- ・樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）
- ・公共施設の長寿命化対策（再掲）
- ・町営住宅長寿命化、維持管理の推進（再掲）
- ・農業集落排水処理施設の長寿命化（機能診断）（再掲）

### 過疎対策分野

- ・孤立可能性集落への施設整備や資機材等の整備（再掲）
- ・新たな情報伝達手段の検討（再掲）
- ・へりポートの整備（再掲）
- ・空き家等の利活用の推進（再掲）

## 第5章 施策の重点化

31のプログラムについては、上板町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画や県の地域計画との一体性等を考慮し、14の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態	
①②③④ 人命及び社会の保護が最大限図られる	(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
	(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	(3) 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	(4) 経済活動を機能不全に陥らせない	4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
	(5) 通信情報サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上水道施設の長期間にわたる機能停止
	(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-6	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 1 推進体制

計画の推進については、国、県、町、民間事業者、NPO 団体、町民等の叡智を結集し、本町の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。さらに、今後、県域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図る必要がある。

### 2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しやPDCA サイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。

## 別紙 1 「起きてはならない最悪の事態」の様相

1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、町全域で強い揺れに見舞われた。その直後には、吉野川流域等では液状化が発生した。このため、耐震化が不十分な住宅や店舗等の不特定多数の方が利用する建築物や避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊するとともに、倒壊を免れた建築物の中には、非構造部材の落下や棚等が転倒した。これらによって多くの死傷者が発生した。</p>	
1-2	地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、町内全域で強い揺れに見舞われた。耐震化が不十分な住宅や病院等の不特定多数の方が利用する建築物や避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊し、火災が発生した。また、倒壊した建物などによる道路の通行止めや断水の影響で消火が十分にできず、延焼が拡大し、多くの死傷者が発生した。</p>	
1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
<p>気候変動等に伴い頻発化・激甚化する豪雨や大型化する台風の襲来等に伴って、長時間の激しい降雨に見舞われたことにより、河川の水位が急激に増し、堤防からの越水又は決壊による浸水被害が発生した。</p>	
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
<p>気候変動等に伴い頻発化・激甚化する豪雨や大型化する台風の襲来等により、集中豪雨が数日間続き、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が町内各地で多発し、避難の遅れた多数の住民が犠牲になった。さらに、大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅するとともに、多数の住民が犠牲となった。また、年間降雪量は少ないものの、近年の異常気象に伴う大雪によって、道路の通行止めやライフラインが途絶し、孤立した集落において、死者が発生した。</p>	
2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、沿岸部に近い自衛隊、警察、消防、海保等の施設は、津波により、人的被害は免れたものの、車両や資機材の一部に被害が出た。救助・救急活動については、他県から応援が駆けつけたものの、被害が県下全域に及ぶことから、その人員や資機材が絶対的に不足するとともに、倒壊又は流出した住宅や津波堆積物等の影響、道路の通行止めなどにより思うように進まないという事態が発生した。</p>	
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>臨海部にある火力発電所が、南海トラフ地震・津波により被害を受けたため、稼働不能に陥り、送電線も広範囲で断線した。このため、電力供給が長期にわたり途絶することとなった。また、ガソリンや軽油等については、広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、町内への供給が長期にわたり途絶した。救急病院の自家発電装置や救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。</p> <p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による揺れにより、町内</p>	

	にある医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至る。被災した医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送などが急がれるも、医療従事者の被災状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送できないことに加え、薬や医療器材の不足により、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生による電源喪失等により、病院入院中の患者はもとより、在宅医療を受けている継続治療が必要な患者が治療を受けられない事態（人工呼吸器、人工透析等）が起こり、多数の死者が発生する。また、避難所における劣悪なトイレ環境により、トイレを敬遠した避難者が、水分摂取を控えたため、エコノミークラス症候群により死亡した。さらに、長期に渡る避難所や仮設住宅の生活により、肺炎や慢性疾患による死亡、さらにはストレス関連障害等による自殺者が発生する。
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生。その被害は関東から九州の広い範囲に及んだ。本州四国連絡道路など高速道路は被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、町内の緊急輸送道路については、至る所で通行不能となり、被災地への輸送は困難な状態が続いた。また、道路啓開に時間を要し、食料や飲料水の搬送が困難な状況が続いた。県外からの救援物資は、カウンターパートを結んでいる鳥取県等から被災直後より供給が開始されたが、あまりにも被害が広域なため、物資の供給が長期停止した。 さらに、地震に伴い、四国内の各発電所の多くが、揺れや、津波、地盤沈下、土砂崩れ等により大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も、配電線の断裂、変電所の損傷などにより、直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設等の被害により、受入及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震によって、幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。このため、自宅に帰ることの出来ない人が、勤務先や緊急避難場所などに溢れ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震、大型台風、集中豪雨、豪雪等により交通網が寸断され、また、同時多発的に山間部の道路斜面が崩壊、橋梁の落橋、道路への倒木等により、多数の孤立集落が発生した。このため、救出や救援物資の搬送は、ヘリコプターによる空輸のみとなった。また、道路の復旧に時間を要し、このため電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取りもどすには長い時間を要した。
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生 寒さの厳しい時期に、南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震発生。地震により上水道施設や農業集落排水処理施設が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。また、医療従事者や医薬品の不足により満足な治療を受けられない状態が続いた。さらに、避難所も寒さが厳しい上に、大勢の避難者が生活している中、断水や、手指消毒剤・マスク等衛生用品の不足から、インフルエンザや新型コロナウイルス、感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。

3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生後、被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、避難所などへ避難したことから、被災地域は無人となった。また、警察も地震で死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出た上、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的にあたったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。</p> <p>また、大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機は全て滅灯した。このため、無秩序に走行する車や津波から避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。</p>	
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動の対応の遅れ
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による強い揺れにより、町職員に多くの死傷者が出る。また、国、県、他市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶する。さらに、庁舎や学校をはじめとする行政関係の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となり、行政機能が機能不全となった。</p> <p>また、代替施設にて災害対策本部を設置したものの、災害対応の経験が不足したことから、初動対応に遅れが生じた。</p>	
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、製造業等の工場施設が揺れや液状化等による被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働がストップするとともに、主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなったことから、企業の生産力が大きく低下した。</p>	
4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による揺れにより、工場や事業場の有害化学物質貯蔵設備等が損壊する。社会インフラを支える重要な産業施設が被災する。燃料タンクが破損し、漏れた油に引火して、爆発する。消火ができる消防車は地震の影響で現場に急行できず、延焼が広がり、周辺地域を焼失する。</p> <p>また、有害化学物質が周辺土壌や河川・沿岸海域に流出し健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する。更に、当該有害化学物質による農水産物の安全性を懸念する風評被害が生じる。</p>	
4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震により、建物の倒壊被害、また、電力の供給がストップするなどにより、金融サービス機能が停止し、預金の引き出し、入金、送金などができなくなり、住民の生活や経済活動に大きな支障をきたすこととなった。また、甚大な道路の損壊により、郵便事業も長期に停止される。</p>	
4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震発生後、沿岸部には大津波が襲来し、漁村地域に深刻な被害が発生したことから、県産水産物の供給が停止する。また、広範囲にわたる道路の通行止めや港湾施設の被災により、県内外からの食料等物資の供給が停滞する。更には、基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞るとともに塩害により、農業生産ができない事態が発生する。</p>	
4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による強い揺れや液状化により、至る所で農業用水道の配管が破断し、被害が拡大する。このため、農業用水等が長期にわたり供給停止となり、生活や農業に大きなダメージを与える。</p>	

4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震、台風、集中豪雨等により、大規模な崩壊が発生し、山間部の農地や山林が大きな被害を受け荒廃する。荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こす。さらに裸地化の進行やクラック（亀裂）が生じている状態を放置すれば、その後の降雨による大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する。また、農地・農業用施設が被災することで営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展、中山間地域においては集落が消滅する危機に瀕する。</p>	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする地震等により、町内全域が強い揺れに見舞われたことによるテレビやラジオ局の損壊、通信手段の断絶や、四国内の各発電所や変電所が大きな被害を受け、電力供給が停止する事態が発生したため、町民に重要な情報が届かない事態が発生する。</p> <p>送電設備、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設等の被害により復旧や輸送ができない。このため、携帯電話をはじめ、あらゆる情報通信が長期間麻痺し、生活や経済活動に大きな影響が出る。</p> <p>また、超大型台風襲来時の避難指示等の遅れなどにより、住民の避難行動の開始が遅れる。</p>	
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の揺れ等により、火力発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が停止した。</p>	
5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の揺れや津波等により、石油・LPガスのタンクは海岸線にあることから甚大な被害を受け、供給能力を喪失した。</p>	
5-4	上水道施設の長期間にわたる機能停止
<p>南海トラフ地震による強い揺れや液状化により、県下の至る所で上水道の配管が破断し、被害が拡大する。また、大型台風等の集中豪雨、河川氾濫及び土砂災害により取水施設や浄水施設、管路などが破損する。このため、上水道が長期にわたり供給停止となり、生活に大きなダメージを与えた。</p>	
5-5	汚水処理施設の長期間にわたる機能停止
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の揺れにより、本町にある七条地区集落排水処理場は液状化と地盤沈下による大きな被害を受け長期の機能停止に陥る。また、排水管やマンホールが液状化によって広い範囲で浮き上がり長期の機能不全に陥る。</p>	
5-6	基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震、大型台風、集中豪雨等により交通網が断絶した。また、南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による揺れは、陸上交通に甚大な被害を及ぼし、四国に架かる3つの橋や高速道路も甚大な被害を受け、四国が孤立した。</p>	

6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた復興ビジョンや地域コミュニティの崩壊等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震により、警察も被害を受けた上、人命の救出に優先的にあたっていたことから、被災地域のパトロールが手薄となり、被災住宅等における窃盗事件が多発した。これら治安の悪化や長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊等により、地域住民の合意形成が進まず、復興まちづくりなどの復興作業が大幅に遅れる。
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震により、特に道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受けた。また、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、基幹道路の啓開等を担う人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れる。
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、地震による揺れ・液状化等による家屋倒壊により災害廃棄物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、町中に廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生ずる。また、悪臭や粉じんが発生し、生活環境が著しく悪化する。更に、広域処理の調整が付かず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れる。
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生に伴う揺れにより住宅が著しく損壊し、応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足する。 また、事前に選定していた民有地の所有者等の特定に多大な時間を要し、応急仮設住宅等の建設が遅れ、被災からの復興まちづくりが大幅に遅れる。
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
	南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震により、地域社会の結びつきを維持し、また地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われることにより、祭り行事等の停止などから、地域コミュニティの復興に支障が生じた。
6-6	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震、大規模洪水や土砂災害によりあらゆる基幹インフラが損壊する。また、巨大地震による被災範囲が中部、関西、中国等と広大なことから、復旧資材・重機・技術者等が十分揃わず、基幹インフラの復旧や発災前からの課題であった基幹インフラの整備が進まないことから、人流や物流が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。
6-7	速やかな復興に資する業務継続計画の欠如による地域経済への甚大な影響
	南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、多くの企業が被災する。また、壊滅的な被害を免れた企業においても業務継続計画の策定などによる事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れる。

## 別紙２ 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

### 1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

#### 1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

#### 1-2) 地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。
- 公共施設は耐震化とあわせて天井等の非構造部材の落下防止対策（耐震化）の推進必要である。また、ブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、防災機能の強化が必要である。
- 小・中学校の耐震化率は、100%であるが、天井等非構造部材の落下防止対策（耐震化）や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。
- 幼保連携型認定こども園は、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。
- 公共施設の倒壊・損傷による被害の回避の観点から、施設の長寿命化を推進する必要がある。
- 町営住宅の倒壊・損傷による被害の回避の観点から、施設の長寿命化を推進する必要がある。
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。
- 沿道の建物等倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、関係機関と連携した取り組みを実施する必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、町と消防団の訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる充実を図る必要がある。
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。
- 後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民や災害に不慣

れな外国人に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、臨時情報が発表された場合に備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。

- 活断層のずれに伴う被害を未然に防ぐため、中央構造線活断層帯における土地利用適正化の推進が必要である。
- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等について、設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する必要がある。
- 大規模火災時の空中消火に備え、空中消火訓練の必要がある。
- 住宅密集地における住環境改善、防災性の向上等を図る必要がある。
- 消防力の強化については、消防組織法により、消防庁が定める基準に基づき、消防団員の教育訓練を、計画に沿って行う必要がある。
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、感震ブレーカーや住宅用火災報知器の設置の促進を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 木造住宅等の耐震化支援事業の実施
- ・ 各種イベント等での耐震無料相談会の開催
- ・ 空き家等の実態把握
- ・ 老朽危険建築物（空き家等）除却
- ・ 公共施設の非構造部材の耐震化
- ・ 学校施設（公立小中学校）の耐震化
- ・ 学校施設（公立小中学校）の非構造部材耐震化
- ・ 幼保連携型認定こども園の整備における避難所等の設置
- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化
- ・ 公共施設の長寿命化対策
- ・ 町営住宅長寿命化、維持管理の推進
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）
- ・ 避難路・避難施設等の機能強化
- ・ 防災研修と防災教育の充実
- ・ 地区防災計画の作成促進
- ・ 町防災士登録者数の増加
- ・ 自主防災組織との連携強化
- ・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定

1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する必要がある。
- 大規模水害における堤防の決壊や水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。
- 浸水（洪水、内水等）ハザードマップの作成を促進する。また、浸水想定区域を視覚

的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図っているところであるが、住民の防災意識をさらに深めるため、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。

- 平成30年7月豪雨での教訓や平成30年度末に公表された「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、安全な避難体制の確立による事前の防災力の強化を図る必要がある。また、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすためには、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を図る必要がある。
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。(再掲)
- 町内に住む外国人が増加するなか、地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する必要がある。(再掲)
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、町と消防団の訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる充実を図る必要がある。(再掲)
- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。(再掲)
- 町では、橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「上板町公共施設等総合管理計画」に基づき、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 県管理河川の整備促進に向けた要望活動
- ・ 吉野川・旧吉野川の整備促進に向けた要望活動
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策
- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化
- ・ 樋門・排水機場の長寿命化対策
- ・ 公共施設の長寿命化対策（再掲）
- ・ 危機管理型水位計の整備
- ・ ハザードマップ（洪水浸水想定区域図）の作成
- ・ 洪水タイムラインの作成
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・ 避難路・避難施設等の機能強化（再掲）
- ・ 地区防災計画の作成促進（再掲）
- ・ 町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・ 自主防災組織との連携強化（再掲）

1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生

- 国・県と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。また要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要がある。
- 土砂災害警戒区域のハザードマップの作成を促進する。また、土砂災害警戒区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図っているところであるが、住民の防災意識をさらに深めるため、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに関係機関が連携をした訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 森林の荒廃により森林の国土保全機能（土砂災害防止・洪水緩和）が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、町と消防団の訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる充実を図る必要がある。（再掲）
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。（再掲）
- 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保が必要である。

（重要業績指標）

- ・ 森林境界明確化の推進
- ・ 山地災害の危険性が高い箇所（山地災害危険地区）の調査・点検パトロールの実施
- ・ 土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・ 避難路・避難施設等の機能強化（再掲）
- ・ 地区防災計画の作成促進（再掲）
- ・ 町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・ 自主防災組織との連携強化（再掲）

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境

を確実に確保する

**2-1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

- 町・消防団の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、施設の整備、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する必要がある。
- 自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、活動拠点の整備を推進する必要がある。
- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、県や他市町村との連携強化を図り、合同訓練等の実施を行う必要がある。また、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高めていく必要がある。
- 消防団の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。
- 警察、医師会、歯科医師会による連絡協議会等で多数遺体への対応（身元確認等）体制が構築されつつあるが、訓練等により強化を図っていく必要がある。

**(重要業績指標)**

- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施
- ・ 県・他市町村との合同訓練の実施
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施
- ・ 自衛隊、警察、消防との連携強化
- ・ 自衛隊・警察・消防などの応援部隊が活動する拠点の整備を推進
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・ 消防団に「機能別団員制度」の導入（再掲）
- ・ 消防団に「女性消防団員制度」の導入（再掲）

**2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

**2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生**

**2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生**

- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、町道等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり等対策の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。
- DMATが活動する急性期から、慢性期に移行するフェーズにおける医療体制を確保し、医療機能等の麻痺を防止するため、医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」と連携することにより、発災後、刻々と変化する被災者や避難所、医療救護等の状況を的確に把握し、他都道府県からの人材及び資材の配置を適正かつ迅速に行う必要がある。
- 大規模災害時に医療施設や関係者の不足する事態に備え、関係機関との相互応援体制を推進する必要がある。また、継続的な訓練の実施など連携強化を図る必要がある。
- 発災時に、救出救助や物資の輸送を円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」等の空中輸送の受け入れ体制の強化を図る必

要がある。

- 災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。さらに、交通網等が寸断された状況を想定し、町内の病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進めておく必要がある。
- 災害訓練や救急勉強会等に継続して参加し、災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行い、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。
- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」を設置し感染予防対策支援が行われるため、講習会や避難所運営訓練等への参加により、連携強化と対応技術の向上を図る必要がある。
- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐとともに、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐ必要がある。
- 町における福祉避難所の指定をより一層促進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。
- 「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」の改訂をうけ、「避難所における良好な生活環境の確保」を目指した避難所運営体制づくりを進める必要がある。
- 大規模災害発生時、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対し中長期に渡り専門的なこころのケアを円滑に行うため構築したDPATについて、資機材の充実、訓練等を行い更なる専門的対応技術の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災における「発達障がい者」の避難所生活に対する課題を受けて、当事者及び家族や関係機関に研修会等を通して、発達障がい者への支援体制の整備の必要性についてさらに周知し、災害に対する意識を高めるとともに災害対応力を向上させる必要がある。
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。
- 避難所における劣悪なトイレ環境を改善し災害関連死を防ぐため、災害時快適トイレ計画及びトイレ計画アクションプランに基づく施策を推進する必要がある。
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・ 避難所等トイレ対策の推進
- ・ 福祉避難所の指定の推進
- ・ スフィア・プロジェクト研修への参加
- ・ ヘリポートの整備（再掲）
- ・ 災害時の医療・救護に必要な医薬品等の備蓄

- ・災害時の感染症予防やその対策に必要な医薬品等の備蓄
- ・感染症対策の研修会等への参加

#### 2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### 2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 町道等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道や町道の整備を推進する必要がある。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、物資の集積拠点の防災機能を強化する必要がある。
- 大規模災害時に備え、相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、町、県、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、発災時の迅速な生活必需品等の確保・搬送に向け、様々な被害を想定した訓練を実施する必要がある。
- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。
- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。
- 大規模災害時に備え、食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄をさらに充実させる必要がある。
- 道路の寸断による孤立化に備え、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、ヘリポートの整備及び簡易無線等を活用した通信手段の確保を促進する必要がある。
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり対策を着実に推進する必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、緊急輸送に係る環境整備、高速道路等へのアクセス性の向上、緊急輸送道路を補完する農林道や町道の整備等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進し、継続的に通信訓練を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）

- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備
- ・ 倒木対策の推進<生命線道路や緊急輸送道路等>
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車の導入
- ・ 食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の充実
- ・ 新たな情報伝達手段の検討
- ・ 孤立可能性集落への施設整備や資機材等の整備
- ・ ヘリポートの整備

### 2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

- 帰宅困難者を発生させないよう、町道等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる体制を構築し、一時滞在施設の確保を推進するなど、帰宅困難者の受入体制の充実を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 帰宅困難者対策（施設整備・備蓄品の充実等）の推進

## 3 必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

### 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動の対応の遅れ

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制の整備及び資機材の整備を図る必要がある。
- 庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う必要がある。
- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、県や他市町村との連携強化を図り、合同訓練等の実施を行う必要がある。また、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高めていく必要がある。（再掲）
- 電力供給遮断などの非常時に、防災拠点等（公共施設等）において、高い給電機能を有するPHV・EV・FCV車両を導入し、初動対応に必要な不可欠な電力を供給する必要がある。
- 庁舎が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。

- 上板町業務継続計画（BCP）の改定や災害対策本部の初動体制の充実・強化など機能不全に陥らない体制を整備しているところであるが、継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。また、庁舎が被災した場合にも、災害対応を円滑に実施するため、代替機能を持つ拠点における防災機能の強化を図る必要がある。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われると行政機能は著しく低下する。また、平時に比して業務量も膨大となる中でも、迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、あらかじめ、その対策手順を明確化しておく必要がある。
- 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、県及び市町村職員に対する実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 上板町業務継続計画の改定
- ・ 町職員への防災研修・防災訓練等の実施
- ・ 徳島県災害マネジメント総括支援員の確保
- ・ 電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車を導入（再掲）
- ・ 食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の促進（再掲）
- ・ 治安確保に必要な体制の整備及び資機材の整備
- ・ 行政データのクラウド導入

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響

4-2) 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

4-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高い。県、大学、経済団体との連携による図上訓練等の実践的な研修や専門家派遣による指導など、企業のBCP策定に向けた支援に取り組む必要がある。また、企業に対するBCP策定やサプライチェーンの寸断による生産力の低下を招かないよう、製造業と物流事業者間など、サプライチェーンを構成する企業間のBCPについても促進する必要がある。
- 県と徳島県石油商業組合が協定を締結し、災害時の緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等の運営に必要な燃料の供給を行うこととしており、今後も引き続き、石油商業組合や町内のガソリンスタンドと情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう取り組んでいく必要がある。
- 洪水・土砂災害対策等を推進し、発電所や配電施設等の耐災害性を高める必要がある。
- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練を実施する必要がある。さらなる応急対応能力の向上等を図るため、火災、爆発等を起こす可能性のある施設等にも呼びかけて訓練を実施する必要がある。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。（再掲）

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 関係機関と連携し企業のBCP策定の促進
- ・ ライフライン事業者と燃料供給協定締結
- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）

#### 4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響

#### 4-5) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。（再掲）
- 大規模災害時に備え、相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。（再掲）
- 町、県、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を実施する必要がある。今後も、引き続き、発災時の迅速な生活必需品等の確保・搬送に向け、様々な被害を想定した訓練を実施する必要がある。（再掲）
- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。（再掲）
- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組みを推進し、防災力を強化する必要がある。
- 町では、橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「上板町公共施設等総合管理計画」に基づき、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。（再掲）

(重要業績指標)

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）

- ・ 受援計画の策定
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・ 食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の促進（再掲）
- ・ 土地改良区や水利組合等の農業用水管理者との連携強化

#### 4-6) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能（土砂災害防止・洪水緩和）が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。（再掲）
- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。（再掲）
- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。（再掲）
- 管理不十分な森林が拡大し、森林が有する重要な水資源及び県土の保全機能の低下が懸念されることから、平成26年4月に施行した「徳島県豊かな森林を守る条例」、平成31年4月に施行された「森林環境譲与税」を財源とした「新たな森林管理制度」に基づき、森林の適正な管理・保全を促すとともに、公有林化や間伐等の森林整備を推進し、森林の荒廃を防ぐ必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組みを推進する必要がある。
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組みを推進し、防災力を強化する必要がある。（再掲）
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

#### (重要業績指標)

- ・ 土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成（再掲）
- ・ 森林境界明確化の推進（再掲）
- ・ 山地災害の危険性が高い箇所（山地災害危険地区）の調査・点検パトロールの実施（再掲）
- ・ 多面的機能支払交付金の活用による農用地の保全管理

### 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

#### 5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る必要がある。
- ライフライン事業者との連携強化を進める必要がある。
- 道路の寸断による孤立化に備え、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、ヘリポートの整備及び簡易無線等を活用した通信手段の確保を促進する必要がある。（再掲）

掲)

- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進し、継続的に通信訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。
- SNSや防災アプリなどテレビ・ラジオ放送以外での伝達手段を構築する必要がある。
- 緊急交通路の指定等に関する交通規制情報を周知し、迅速かつ効果的な避難行動を誘導するため、交通情報板の整備、交通情報提供に関する関係機関との連携を図る必要がある。
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、災害時に、障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施していく必要がある。
- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成を進めているが、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組みを一層促進する必要がある。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。(再掲)
- 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保が必要である。(再掲)
- ハザードマップの作成を促進する必要がある。また、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図っているところであるが、住民の防災意識をさらに深めるため、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。(再掲)
- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高い。県、大学、経済団体との連携による図上訓練等の実践的な研修や専門家派遣による指導など、企業のBCP策定に向けた支援に取り組む必要がある。また、企業に対するBCP策定やサプライチェーンの寸断による生産力の低下を招かないよう、製造業と物流事業者間など、サプライチェーンを構成する企業間のBCPについても促進する必要がある。
- 県と徳島県石油商業組合が協定を締結し、災害時の緊急通行車両や災害拠点病院、避

難所等の運営に必要な燃料の供給を行うこととしており、今後も引き続き、石油商業組合や町内のガソリンスタンドと情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう取り組んでいく必要がある。

- 洪水・土砂災害対策等を推進し、発電所や配電施設等の耐災害性を高める必要がある。
- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練を実施する必要がある。さらなる応急対応能力の向上等を図るため、火災、爆発等を起こす可能性のある施設等にも呼びかけて訓練を実施する必要がある。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・ 関係機関と連携し企業のBCP策定の促進
- ・ ライフライン事業者と燃料供給協定締結
- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）

#### 5-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

#### 5-3) 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

#### 5-4) 上水道施設の長期間にわたる機能停止

#### 5-5) 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止

- 災害時における電力供給に有効な燃料電池自動車や電気自動車などの導入促進及び、当該車両を保有する民間事業者等との非常時における連携体制の構築が必要である。
- 水道施設の耐震化は高コスト構造であり、老朽化した水道施設の更新問題等で進捗が図られていない状況である。さらに、補助の採択基準が厳しい上、補助率も低い状況である。このため、スケールメリットを活かし効率的・効果的な事業運営を図るため、市町村の圏域を越えた水道事業の広域連携や広域化を促進する必要がある。
- 大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。
- 水道施設の耐震化を着実に推進し、今後さらに地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
- 浄化槽については、合併処理浄化槽の普及、単独浄化槽等からの転換を促進する必要がある。
- 農業集落排水施設の老朽化における機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、施設の長寿命化計画を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車の導入（再掲）
- ・ ライフライン事業者と燃料供給協定締結（再掲）
- ・ 「水道広域連携検討会」への参加
- ・ 水道施設の耐震化
- ・ 合併処理浄化槽の普及促進
- ・ 農業集落排水処理施設の長寿命化（機能診断）

## 5-6) 基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 東日本大震災で実証されたように、復旧復興は、災害に強い高速道路等を起点として行われており、また、発災後、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。
- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化や無電柱化を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、等の対策を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路を補完する農林道や町道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる農林道や町道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。
- 災害時情報共有システムを適切に運用することにより、通行可能ルート of 把握等を迅速に行うことができることから、防災機関やライフライン事業者等とも情報を共有し、円滑に運用できるよう訓練を定期的実施する必要がある。
- 公共交通機関等との支援協定締結を推進し、連携を強化する必要がある。
- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、なお一層、関係機関との情報収集・共有体制を整える必要がある。
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。
- 効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保に加えて、貨物鉄道や海上輸送等についても検討する必要がある。
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。(再掲)
- 高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防等施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道や町道の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり対策を着実に推進する必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、緊急輸送に係る環境整備、高速道路等へのアクセス性の向上、緊急輸送道路を補完する農林道や町道の整備等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 帰宅困難者を発生させないよう、町道等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必

要がある。(再掲)

- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、町道等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり等対策の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。(再掲)
- 「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。(再掲)
- 大規模地震想定地域等における河川堤防などの防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、被害リスクが高い河川において、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の整備を推進する必要がある。
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会等への参加を進める必要がある。
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。(再掲)
- 河川堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。河川堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。(再掲)
- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダム施設の改良・柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する必要がある。(再掲)
- 大規模水害における堤防の決壊や水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。(再掲)
- 国・県と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。また要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要がある。(再掲)
- 町では、橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「上板町公共施設等総合管理計画」に基づき、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化 (再掲)
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備 (再掲)
- ・ 倒木対策の推進<生命線道路や緊急輸送道路等> (再掲)
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策 (再掲)
- ・ 農業水利施設(六条排水機場等)の長寿命化 (再掲)
- ・ 樋門・排水機場の長寿命化対策 (再掲)
- ・ 河川堤防等の地震対策の推進に向けた要望活動 (再掲)
- ・ 県管理河川の整備促進にむけた要望活動 (再掲)

- ・吉野川・旧吉野川の洪水対策の促進にむけた要望活動（再掲）
- ・スマートＩＣの設置検討
- ・公共交通機関等との支援協定の締結
- ・関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）

## 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた復興ビジョンや地域コミュニティの崩壊等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

### 6-7) 速やかな復興に資する業務継続計画の欠如による地域経済への甚大な影響

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく必要がある。
- 道路啓開等にあたっては、国・県等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる必要がある。
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- 県技術職員OBからなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力を得て、国から派遣されるTEC-FORCEへの協力ができる体制づくりを検討する必要がある。
- 警察・消防機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、警察や消防の緊急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する必要がある。
- 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組み推進する必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、町と消防団の訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。（再掲）
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。（再掲）
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。（再掲）
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の参加を進める必要がある。（再掲）

- 自主防災組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。
- 被災者生活再建支援制度の充実については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実を働きかける必要がある。
- 平時は地域住民の交流施設、災害時は要配慮者の福祉避難所としての機能を実装する「地域生活支援拠点」を整備し、地域の絆を深め、互いに支え合う地域共生社会の実現を図る必要がある。
- 万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。このため、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングを推進し、復興事前準備に取り組む必要がある。
- 大規模災害の発生による被災状況を、国や県へ情報発信し、応急対策期からの受援体制を構築するとともに、復旧・復興期に至るまで、切れ目なく広域支援を受け入れる体制づくりが必要である。
- 災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援の仕組みについて、平時から説明会等に参加し、対応力向上を図る必要がある。
- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図っておく必要がある。また、被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興には、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりトレーニングの実施等により事前復興準備を進める必要がある。
- 大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、訓練などにより策定されたBCPの実効性を向上させる必要がある。
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、町、県、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。（再掲）
- 災害訓練や救急勉強会等に継続して参加し、災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行い、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。（再掲）
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高い。県、大学、経済団体との連携による図上訓練等の実践的な研修や専門家派遣による指導など、企業のBCP策定に向けた支援に取り組む必要がある。また、企業に対するBCP策定やサプライチェーンの寸断による生産力の低下を招かないよう、製造業と物流事業者間など、サプライチェーンを構成する企業間のBCPについても促進する必要がある。（再掲）
- 被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備について取り組む必要がある。（再掲）
- 空き家等の利活用による移住・定住の支援を推進し、地域コミュニティの維持や復興

を支える人材を確保する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・ 消防団に「機能別団員制度」の導入（再掲）
- ・ 消防団に「女性消防団員制度」の導入（再掲）
- ・ 防災研修と防災教育の充実（再掲）
- ・ 町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・ 自主防災組織との連携強化（再掲）
- ・ 上板町業務継続計画の改定（再掲）
- ・ 受援計画の策定（再掲）
- ・ 事前復興の取組みの推進（再掲）
- ・ 関係機関と連携し企業のBCP策定の促進（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・ 空き家等の利活用の推進（再掲）

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

6-6) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 県内市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。
- 県及び市町村の災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。
- 効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保に加えて、貨物鉄道や海上輸送等についても検討する必要がある。（再掲）
- 既存の処理施設（焼却施設、破砕機等）だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。
- 市町村においては、県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。
- 地震等に伴う地盤沈下等による長期にわたる浸水対策としては、排水ポンプ車による浸水排除が効果的であることから、排水ポンプ車を保有している国・県と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上に努める必要がある
- 地震等による浸水への対策を着実に推進するため、河川堤防の耐震化整備を引き続き推進する必要がある。
- 「文化財災害対応マニュアル」により、所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る必要がある。
- 文化財の喪失を防ぐためには、平時から町民の文化財保護意識を醸成する必要がある

る。

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。
- 資料館（資料館類似施設を含む）における展示方法・収蔵方法を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えるとともに、展示・収蔵資料のほか、有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく必要がある。
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組み等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。
- 東日本大震災で実証されたように、復旧復興は、災害に強い高速道路等を起点として行われており、また、発災後、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。（再掲）
- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化や無電柱化を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、等の対策を推進する必要がある。（再掲）
- 町道等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道や町道の整備を推進する必要がある。（再掲）
- 帰宅困難者を発生させないよう、町道等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。（再掲）
- 災害派遣医療チーム（DMAT）等の支援ルートを確保するため、町道等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり等対策の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。（再掲）
- 各分野における復興のための検討の促進については、「まちづくり計画」に係る概略検討も含め、事前復興の取り組みを推進する必要がある。
- 町では、橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「上板町公共施設等総合管理計画」に基づき、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）

- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）
- ・ 樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）
- ・ 河川堤防等の地震対策の推進に向けた要望活動（再掲）
- ・ 県管理河川の整備促進に向けた要望活動（再掲）
- ・ 吉野川・旧吉野川の整備促進に向けた要望活動（再掲）
- ・ 事前復興の取り組みの推進
- ・ 災害廃棄物への対応能力向上に係る専門的な教育訓練への参加推進
- ・ 文化財保護意識の醸成

#### 6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 防災関係機関が、被災状況等を同一のGIS上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について、平時から情報共有を図る必要がある。
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取り組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。
- 高齢人口が増加し、今後大量の相続が発生する時期を迎える中、所有者不明土地が一層増加することが見込まれる。このため、所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するよう必要がある。
- 被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備について取り組む必要がある。
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査や被災宅地危険度判定の迅速化など、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時、応急段階、復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促していく必要がある。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を進めておく必要がある。
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確に

しておく必要がある。地籍調査は、南海トラフ巨大地震における津波浸水被害関連地域や集中豪雨などによる土砂災害が想定される山地災害関連地域などの「防災・減災対策関連地域」において重点的に促進しているが、平成30度末で31.8%にとどまっており、さらに促進を図る必要がある。（再掲）

- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、県・市町村職員に対し、罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 地籍調査の推進
- ・ 町職員住家被害認定調査職員の確保
- ・ 町職員被災建築物応急危険度判定士の確保
- ・ 町職員被災宅地危険度判定士の確保
- ・ 応急仮設住宅供給のための用地確保
- ・ 事前復興の取組みの推進（再掲）

## 横断的分野の脆弱性評価結果

### リスクコミュニケーション分野

- 町民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。
- 発達段階に応じた防災教育をはじめ、町民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の「防災リーダー」となる防災を担う人材を育成する必要がある。
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する必要がある。
- 児童生徒の災害に適切に対応する能力、主体的に判断し、行動する能力を高めるため、各学校が家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・ 防災研修と防災教育の充実（再掲）
- ・ 自主防災組織との連携強化（再掲）

### 人材育成分野

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する必要がある。
- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所運営、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成が必要である。
- 道路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、県・市町村の職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える

課題を克服していく体制づくりが必要である。(再掲)

- 防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど総合的なソフト対策を促進する必要がある。(再掲)
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。(再掲)
- 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、県及び市町村職員に対する実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う必要がある。(再掲)
- 県及び町の災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。(再掲)
- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく必要がある。(再掲)
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。(再掲)
- 県技術職員OBからなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力を得て、国から派遣されるTEC-FORCEへの協力ができる体制づくりを検討する必要がある。(再掲)
- 自主防災組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。(再掲)
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。(再掲)
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。(再掲)
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 防災研修と防災教育の充実 (再掲)
- ・ 町防災士登録者数の増加 (再掲)
- ・ スフィア・プロジェクト研修の参加 (再掲)
- ・ 町職員への防災研修・防災訓練等の実施 (再掲)

- ・ 徳島県災害マネジメント総括支援員の確保（再掲）
- ・ 町職員住家被害認定調査職員の確保（再掲）
- ・ 町職員被災建築物応急危険度判定士の確保（再掲）
- ・ 町職員被災宅地危険度判定士の確保（再掲）
- ・ 災害廃棄物への対応能力向上に係る専門的な教育訓練への参加推進（再掲）

## 官民連携分野

- 道路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウを活用するための官民連携体制を確保する必要がある。これを実効あるものとするために、民間企業や業界団体との協定の締結や実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。また、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。
- 災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、町、ボランティア、NPO、これらの活動をコーディネートする中間支援組織など様々な主体の「連携・協働」が必要となる。同時に、被災地の地域特性に応じた支援とするには、町と社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受入体制の整備をする必要がある。更に、町が設置する災害対策本部において、官民連携を確実なものとする体制を検討する。
- 大規模広域災害が発生した場合、単独組織だけでは対応が困難になることから、BCPの充実に重要な役割を担う団体等が参画する「徳島県地域継続推進協議会」において、地域継続に係る諸課題について検討を行う必要がある。
- 町民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県の他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。（再掲）
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。（再掲）
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。（再掲）
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。（再掲）
- 公共交通機関等との支援協定締結を推進し、連携体制を確保する必要がある。（再掲）
- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、なお一層、関係機関との情報収集・共有体制を整える必要がある。（再掲）
- 県、市町村、民間事業者団体等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。（再掲）

### （重要業績指標）

- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・ 公共交通機関等との支援協定の締結（再掲）

## 長寿命化対策分野

- 町では、橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「上板町公共施設等総合管理計画」に基づき、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。（再掲）
- 老朽化対策を進めるに当たっては、単に修繕や改修などによって「機能維持」を図るだけでなく、いかに町民の新たなニーズに応える「付加価値」を高めることができるかを強く求めていくことが重要である。
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。（再掲）
- 公共施設の倒壊・損傷による被害の回避の観点から、施設の長寿命化を推進する必要がある。（再掲）
- 町営住宅の倒壊・損傷による被害の回避の観点から、施設の長寿命化を推進する必要がある。（再掲）
- 農業集落排水施設の老朽化における機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、施設の長寿命化計画を着実に推進する必要がある。（再掲）

### （重要業績指標）

- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備（再掲）
- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）
- ・ 樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）
- ・ 公共施設の長寿命化対策（再掲）
- ・ 町営住宅長寿命化、維持管理の推進（再掲）
- ・ 農業集落排水処理施設の長寿命化（機能診断）（再掲）

## 過疎対策分野

- 大規模災害発生時に、孤立する可能性のある集落があることから、災害に強い通信手段を確保するためには、衛星携帯電話だけでなく、デジタル簡易無線とアマチュア無線など、特に山間部においては地域の状況に応じた通信網の整備を行う必要がある。
- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進し、継続的に通信訓練を実施する必要がある。（再掲）
- 空き家等の利活用による移住・定住の支援を推進し、地域コミュニティの維持や復興を支える人材を確保する必要がある。（再掲）

### （重要業績指標）

- ・ 孤立可能性集落への施設整備や資機材等の整備（再掲）

- ・ 新たな情報伝達手段の検討（再掲）
- ・ ヘリポートの整備（再掲）
- ・ 空き家等の利活用の推進（再掲）

別紙3 重要業績指標一覧

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生				
1-2) 地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・木造住宅等の耐震化支援事業の実施	44件 (R5)	54件 (R7)	104件 (R12)	16
・各種イベント等での耐震無料相談会の開催	2回 (R5)	2回 (R7)	5回 (R12)	16
・空き家等の実態把握	推進 (R5)	実施 (R7)	推進 (R12)	16
・老朽危険建築物 (空き家等) 除却	26棟 (R5)	37棟 (R7)	67棟 (R12)	16
・公共施設 (公立小中学校) の耐震化	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	16
・学校施設 (公立小中学校) の耐震化	100% (R5)	100% (R7)	100% (R12)	16
・学校施設 (公立小中学校) の非構造部材耐震化	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	16
・幼保連携型認定こども園の整備における避難所等の設置	- (R5)	- (R7)	推進 (R11)	16
・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化	100% (R5)	100% (R7)	100% (R12)	16
・公共施設の長寿命化対策	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	16
・町営住宅長寿命化、維持管理の推進	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	16
・町及び消防団の体制強化 (施設整備・資機材整備等)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	16
・避難路・避難施設等の機能強化	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	16
・防災研修と防災教育の充実	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	16
・地区防災計画の作成促進	促進 (R5)	促進 (R7)	促進 (R12)	16
・町防災士登録者数の増加	80人 (R5)	109人 (R7)	200人 (R12)	16
・自主防災組織との連携強化	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	16
・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定	未策定 (R5)	未策定 (R7)	策定 (R12)	16

1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・県管理河川の整備促進に向けた要望活動	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・吉野川・旧吉野川の整備促進に向けた要望活動	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・農業水利施設 (六条排水機場等) の長寿命化	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・樋門・排水機場の長寿命化対策	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・公共施設の長寿命化対策 (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・危機管理型水位計の整備	未整備 (R5)	未整備 (R7)	検討 (R12)	17
・ハザードマップ (洪水浸水想定区域図) の作成	3河川 (R5)	16河川 (R7)	推進 (R12)	17
・洪水タイムラインの作成	未作成 (R5)	未作成 (R7)	作成 (R12)	17
・町及び消防団の体制強化 (施設整備・資機材整備等) (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・避難路・避難施設等の機能強化 (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・地区防災計画の作成促進 (再掲)	促進 (R5)	促進 (R7)	促進 (R12)	17
・町防災士登録者数の増加 (再掲)	80人 (R5)	109人 (R7)	200人 (R12)	17
・自主防災組織との連携強化 (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17

1-4) 大規模な土砂災害 (深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など) や大雪等による多数の死傷者の発生				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・森林境界明確化の推進	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・山地災害の危険性が高い箇所 (山地災害危険地区) の調査・点検パトロールの実施	5回実施 (R5)	2回実施 (R7)	5回実施 (R12)	17
・土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成	100% (R5)	100% (R7)	100% (R12)	17
・町及び消防団の体制強化 (施設整備・資機材整備等) (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・避難路・避難施設等の機能強化 (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・地区防災計画の作成促進 (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17
・町防災士登録者数の増加 (再掲)	80人 (R5)	109人 (R7)	200人 (R12)	17
・自主防災組織との連携強化 (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	17

2-1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・総合防災訓練、図上訓練の実施	5回 (R5)	2回 (R7)	5回 (R12)	18
・県・他市町村との合同訓練の実施	未実施 (R5)	未実施 (R7)	1回 (R12)	18
・関係機関との大規模災害に備えた訓練の実施	未実施 (R5)	未実施 (R7)	1回 (R12)	18
・自衛隊、警察、消防との連携強化	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	18
・自衛隊・警察・消防などの応援部隊が活動する拠点の整備を推進	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	18
・町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	18
・消防団に「機能別団員制度」の導入	未導入 (R5)	未導入 (R7)	導入 (R12)	18
・消防団に「女性消防団員制度」の導入	未導入 (R5)	未導入 (R7)	導入 (R12)	18

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）	100% (R7)	100% (R7)	100% (R12)	19
・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	19
・関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	19
・避難所等トイレ対策の推進	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	19
・福祉避難所の指定の推進	5箇所 (R5)	5箇所 (R7)	6箇所 (R12)	19
・スフィア・プロジェクト研修の参加	未参加 (R5)	未参加 (R7)	参加 (R12)	19
・ヘリポートの整備	2箇所 (R5)	2箇所 (R7)	3箇所 (R12)	19
・災害時の医療・救護に必要な医薬品等の備蓄	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	19
・災害時の感染症予防やその対策に必要な医薬品等の備蓄	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	19
・感染症対策の研修会等への参加	参加 (R5)	参加 (R7)	参加 (R12)	19

2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）	100% (R5)	100% (R7)	100% (R12)	18
・緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	18
・倒木対策の推進<生命線道路や緊急輸送道路等>	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	18
・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	18
・電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車の導入	1台 (R5)	1台 (R7)	2台 (R12)	18
・食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の促進	促進 (R5)	促進 (R7)	促進 (R12)	18
・新たな情報伝達手段の検討	検討 (R5)	検討 (R7)	検討 (R12)	18
・孤立可能性集落への施設整備や資機材等の整備	未整備 (R5)	未整備 (R7)	整備 (R12)	18
・ヘリポートの整備（再掲）	2箇所 (R5)	2箇所 (R7)	3箇所 (R12)	18

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）	100% (R5)	100% (R7)	100% (R12)	19
・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	19
・帰宅困難者対策（施設整備・備蓄品の充実等）の推進	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	19

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱				
3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動の対応の遅れ				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・上板町業務継続計画の改定	1回 (R5)	推進 (R7)	改定 (R12)	20
・町職員への防災研修・防災訓練等の実施	10回 (R5)	4回 (R7)	10回 (R12)	20
・徳島県災害マネジメント総括支援員の確保	2人 (R5)	2人 (R7)	4人 (R12)	20
・電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車の導入 (再掲)	1台 (R5)	1台 (R7)	2台 (R12)	20
・食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の促進 (再掲)	促進 (R5)	促進 (R7)	促進 (R12)	20
・治安確保に必要な体制の整備及び資機材の整備	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	20
・行政データのクラウド導入	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	20

4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響				
4-2) 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出				
4-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・関係機関と連携し企業のBCP策定の促進	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	22
・ライフライン事業者と燃料供給協定締結	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	22
・総合防災訓練、図上訓練の実施 (再掲)	5回 (R5)	2回 (R7)	5回 (R12)	22
・関係機関との連携の強化及び訓練の実施 (再掲)	未実施 (R5)	未実施 (R7)	1回 (R12)	22

4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響				
4-5) 異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化 (再掲)	100% (R5)	100% (R7)	100% (R12)	22
・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策 (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	22
・農業水利施設 (六条排水機場等) の長寿命化 (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	22
・受援計画の策定	策定 (R5)	改定 (R7)	改定 (R12)	22
・関係機関との連携の強化及び訓練の実施 (再掲)	未実施 (R5)	未実施 (R7)	1回 (R12)	22
・食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の促進 (再掲)	促進 (R5)	促進 (R7)	促進 (R12)	22
・土地改良区や水利組合等の農業用水管理者との連携強化	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	22

4-6) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成 (再掲)	100% (R5)	100% (R7)	100% (R12)	24
・森林境界明確化の推進 (再掲)	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	24
・山地災害の危険性が高い箇所 (山地災害危険地区) の調査・点検パトロールの実施 (再掲)	5回実施 (R5)	2回実施 (R7)	5回実施 (R12)	24
・多面的機能支払交付金の活用による農用地の保全管理	推進 (R5)	推進 (R7)	推進 (R12)	24

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態				
・総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）	前回計画の実績	実施（R7）	毎年度開催	21
・ハザードマップ（洪水浸水想定区域図）の作成（再掲）	3河川（R5）	16河川（R7）	推進（R12）	21
・土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成（再掲）	100%（R5）	100%（R7）	100%（R12）	21
・防災研修と防災教育の充実（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	21
・自主防災組織との連携強化（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	21
・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定（再掲）	未策定（R5）	未策定（R7）	策定（R12）	21
・新たな情報伝達手段の検討（再掲）	検討（R5）	検討（R7）	検討（R12）	21
・ヘリポートの整備（再掲）	2箇所（R5）	2箇所（R7）	3箇所（R12）	21
・特設公衆電話の設置	未設置（R5）	未設置（R7）	推進（R12）	21
・避難行動要支援者に対する個別計画の作成	推進（R5）	要支援者のうち9%（R7）	要支援者のうち30%（R12）	21

5-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止				
5-3) 石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止				
5-4) 上水道施設の長期間にわたる機能停止				
5-5) 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車の導入（再掲）	1台（R5）	1台（R7）	2台（R12）	23
・ライフライン事業者と燃料供給協定締結（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	23
・「水道広域連携検討会」への参加	参加（R5）	参加（R7）	参加（R12）	23
・水道施設の耐震化	参加（R5）	参加（R7）	参加（R12）	23
・合併処理浄化槽の普及促進	促進（R5）	達成（R7）	促進（R12）	23
・農業集落排水処理施設の長寿命化（機能診断）	推進（R5）	推進（R7）	完了（R9）	23

5-6) 基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）	100%（R5）	100%（R7）	100%（R12）	23
・緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	23
・倒木対策の推進<生命線道路や緊急輸送道路等>（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	23
・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	23
・農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	23
・樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	23
・河川堤防等の地震対策の推進に向けた要望活動（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	23
・県管理河川の整備促進にむけた要望活動（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	23
・吉野川・旧吉野川の洪水対策の促進にむけた要望活動（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	23
・スマートICの設置検討	推進（R5）	休止（R7）	廃止（R8）	23
・公共交通機関等との支援協定の締結	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	23
・関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）	未実施（R5）	未実施（R7）	1回（R12）	23

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた復興ビジョンや地域コミュニティの崩壊等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態				
6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態				
6-7) 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・消防団に「機能別団員制度」の導入（再掲）	未導入（R5）	未導入（R7）	導入（R12）	25
・消防団に「女性消防団員制度」の導入（再掲）	未導入（R5）	未導入（R7）	導入（R12）	25
・防災研修と防災教育の充実（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・町防災士登録者数の増加（再掲）	80人（R5）	109人（R7）	200人（R12）	25
・自主防災組織との連携強化（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・上板町業務継続計画の改定（再掲）	1回（R5）	推進（R7）	改定（R12）	26
・受援計画の策定（再掲）	策定（R5）	改定（R7）	改定（R12）	26
・事前復興の取組みの推進（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	26
・関係機関と連携し企業のBCP策定の促進（再掲）	促進（R5）	促進（R7）	促進（R12）	26
・関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）	未実施（R5）	未実施（R7）	1回（R12）	26
・空き家等の利活用の推進	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	26

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態				
6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失				
6-6) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）	100%（R5）	100%（R7）	100%（R12）	25
・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・河川堤防等の地震対策の推進に向けた要望活動（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・県管理河川の整備促進にむけた要望活動（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・吉野川・旧吉野川の洪水対策の促進にむけた要望活動（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・事前復興の取組みの推進	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・災害廃棄物への対応能力向上に係る専門的な教育訓練への参加推進	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25
・文化財保護意識の醸成	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	25

6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・地籍調査の推進	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	26
・町職員住家被害認定調査職員の確保	21人（R5）	25人（R7）	40人（R12）	26
・町職員被災建築物応急危険度判定士の確保	24人（R5）	35人（R7）	50人（R12）	26
・町職員被災宅地危険度判定士の確保	13人（R5）	19人（R7）	30人（R12）	26
・応急仮設住宅供給のための用地確保	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	26
・事前復興の取組みの推進（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	26

リスクコミュニケーション分野				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）	5回（R5）	2回（R7）	5回（R12）	27
・防災研修と防災教育の充実（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27
・自主防災組織との連携強化（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27

人材育成分野				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・防災研修と防災教育の充実（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27
・町防災士登録者数の増加（再掲）	80人（R5）	109人（R7）	200人（R12）	27
・スフィア・プロジェクト研修の参加（再掲）	未参加（R5）	未参加（R7）	参加（R12）	27
・町職員への防災研修・防災訓練等の推進（再掲）	10回（R5）	4回（R7）	10回（R12）	27
・徳島県災害マネジメント総括支援員の確保（再掲）	2人（R5）	2人（R7）	4人（R12）	27
・町職員住家被害認定調査職員の確保（再掲）	21人（R5）	25人（R7）	40人（R12）	27
・町職員被災建築物応急危険度判定士の確保（再掲）	24人（R5）	35人（R7）	50人（R12）	27
・町職員被災宅地危険度判定士の確保（再掲）	13人（R5）	19人（R7）	30人（R12）	27
・災害廃棄物への対応能力向上に係る専門的な教育訓練への参加推進（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27

官民連携分野				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）	5回（R5）	2回（R7）	5回（R12）	27
・関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）	未実施（R5）	未実施（R7）	1回（R12）	27
・公共交通機関等との支援協定の締結（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27

長寿命化分野				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27
・緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27
・農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27
・樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27
・公共施設の長寿命化対策（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27
・町営住宅長寿命化、維持管理の推進（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27
・農業集落排水処理施設の長寿命化（機能診断）（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	27

過疎対策分野				
重要業績指標	前回計画の実績	現況	目標	P
・孤立可能性集落への施設整備や資機材等の整備（再掲）	未整備（R5）	未整備（R7）	整備（R12）	28
・新たな情報伝達手段の検討（再掲）	検討（R5）	検討（R7）	検討（R12）	28
・ヘリポートの整備（再掲）	2箇所（R5）	2箇所（R7）	3箇所（R12）	28
・空き家等の利活用の推進（再掲）	推進（R5）	推進（R7）	推進（R12）	28

別紙4 補助金・交付金等一覧

番号	府省庁名・県名	補助金・交付金 (事業名)	リスクシナリオ	重要業績指標	現況	目標	担当課
1	国土交通省	防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	1-1	木造住宅等の耐震化支援事業の実施	54件 (R7)	104件 (R12)	企画防災課
2	国土交通省	防災・安全交付金 (住宅市街地総合整備事業) 住宅市街地総合整備促進事業費補助 (空き家対策総合支援事業)	1-1 1-2	空き家等の実態把握	推進 (R7)	推進 (R12)	企画防災課
3	国土交通省	防災・安全交付金 (住宅市街地総合整備事業) 住宅市街地総合整備促進事業費補助 (空き家対策総合支援事業)	1-1 1-2	老朽危険建築物(空き家等)除却	37棟 (R7)	67棟 (R12)	企画防災課
4	文部科学省	学校施設環境改善交付金 (学校施設環境改善交付金)	1-1	学校施設(公立小中学校)の耐震化	耐震化済	耐震化済	教育委員会
5	文部科学省	学校施設環境改善交付金 (学校施設環境改善交付金)	1-1	学校施設(公立小中学校)の非構造部材耐震化	推進 (R7)	推進 (R12)	教育委員会
6	国土交通省	防災・安全交付金 (公営住宅等整備事業)	1-1 長寿命化分野	町営住宅の長寿命化、維持管理の推進	推進 (R7)	推進 (R12)	環境保全課
7	国土交通省	防災・安全交付金 (道路事業)	1-1 2-2 2-4 2-5 2-6 4-4 5-6 6-6	緊急輸送道路等における橋梁の耐震化	推進 (R7)	推進 (R12)	建設課
8	国土交通省	道路メンテナンス事業費補助金 (道路メンテナンス事業)	1-3 2-4 2-6 2-5 2-6 4-4 5-6 6-4 長寿命化分野	橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策	推進 (R7)	推進 (R12)	建設課

番号	府省庁名・県名	補助金・交付金 (事業名)	リスクシナリオ	重要業績指標	現況	目標	担当課
9	農林水産省	農業水利施設保全管理整備交付金 (農業水路等長寿命化・防災減災事業)	1-3 4-4 4-5 6-6 長寿命化分野	農業水利施設(六条排水機場等)の長寿命化	推進(R7)	推進(R12)	建設課
10	徳島県	(農業水利施設保全対策事業) ※負担金	1-3 4-4 4-5 6-6 長寿命化分野	農業水利施設(六条排水機場等)の長寿命化	推進(R7)	推進(R12)	建設課
11	環境省	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分) (浄化槽設置整備事業)	5-5	合併処理浄化槽の普及促進	推進(R7)	推進(R12)	環境保全課
12	農林水産省	農山漁村地域整備交付金 (農業農村基盤整備事業)	5-5 長寿命化分野	農業集落排水処理施設の長寿命化	推進(R7)	完了(R9)	環境保全課
13	国土交通省	社会資本整備総合交付金	5-6	スマートICの設置検討	休止(R7)	廃止(R9)	企画防災課
14	国土交通省	防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	1-1	ブロック塀等の安全対策支援事業の実施	35件(R7)	75件(R12)	企画防災課
15	国土交通省	防災・安全交付金 (住宅市街地総合整備事業) 住宅市街地総合整備促進事業費補助 (空き家対策総合支援事業)	1-1 過疎対策分野	空き家等利活用の推進	推進(R7)	推進(R12)	企画防災課
16	農林水産省	農村地域防災減災事業費補助 農村地域防災減災事業	1-3	ため池ハザードマップ等の策定と作成	12箇所(R7)	廃止(R8)	産業課
17	国土交通省	防災・安全交付金 (地籍調査事業)	6-4	地籍調査の推進	推進(R7)	推進(R12)	建設課
18	国土交通省	地籍調査費負担金 (地籍調査事業)	6-4	地籍調査の推進	推進(R7)	推進(R12)	建設課
19	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	1-1	幼保連携型認定こども園の整備における避難所等 の設置	-	推進(R11)	教育委員会

## 第 2 期上板町国土強靱化地域計画

### 上板町

〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 番地

TEL : 088-694-3111 FAX : 088-694-5903

<https://www.townkamiita.jp/>